

千曲市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

教育総務課

千曲市教育委員会組織規則（平成15年千曲市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

スポーツ振興係 施設整備係

」を

「

スポーツ振興係 施設整備係 国民スポーツ大会準備係

」に改める。

別表第1 スポーツ振興課の部中

「

施設整備係

- 1 社会体育施設の整備及び営繕に関する事。
- 2 社会体育施設の設置、廃止及び財産の管理に関する事。
- 3 社会体育施設の管理に関する事。
- 4 社会体育施設の利用許可に関する事。

」を

「

施設整備係

- 1 社会体育施設の整備及び営繕に関する事。
- 2 社会体育施設の設置、廃止及び財産の管理に関する事。
- 3 社会体育施設の管理に関する事。
- 4 社会体育施設の利用許可に関する事。

国民スポーツ大会準備係

- 1 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催準備に関する事。

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月30日提出

千曲市教育長 小松 信美

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会組織規則の一部を改正する規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新規 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/>
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	令和4年4月からの事務局の組織改正に伴う「教育委員会組織規則」の改正
<p><u>提案理由</u></p> <p>スポーツ振興課内に国民スポーツ大会準備係を配置することに伴い第2条及び様式第1（第7条関係）を改正したいため</p>	

千曲市教育委員会組織規則（平成15年千曲市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後												
<p>(事務局の組織) 第2条 事務局の組織として次の部、課及び係等を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 408 1077 533"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>スポーツ振興課</td> <td>スポーツ振興係 施設整備係 _____</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第7条関係） 課等の事務分掌 スポーツ振興課 施設整備係 1 略 2 略 3 略 4 社会体育施設の利用許可に関すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	部	課等	係	教育部	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係 _____	<p>(事務局の組織) 第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="1155 408 2056 533"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>スポーツ振興課</td> <td>スポーツ振興係 施設整備係 <u>国民スポーツ大会準備係</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第7条関係） 課等の事務分掌 スポーツ振興課 施設整備係 1 略 2 略 3 略 4 社会体育施設の利用許可に関すること。</p> <p><u>国民スポーツ準備係</u> 1 <u>国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。</u></p>	部	課等	係	教育部	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係 <u>国民スポーツ大会準備係</u>
部	課等	係											
教育部	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係 _____											
部	課等	係											
教育部	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係 <u>国民スポーツ大会準備係</u>											